

令和 7 年度

阿舎利国有林森林整備事業（造林）

関 覧 図 書

添付書類

- 1 契約書（案）
- 2 事業内訳書
- 3 作業仕様書
- 4 作業位置図
- 5 入札者注意書
- 6 契約情報の公表様式

兵庫森林管理署

森林整備事業請負契約書（案）

収 入

印 紙

1. 事業名 阿舎利国有林森林整備事業（造林）
2. 事業場所 別紙図面のとおり
3. 事業量 別紙事業内訳書のとおり
4. 事業期間 自 契約締結日の翌日から
至 令和7年11月28日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり

5. 請負金額 ￥ . －
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）
額 ￥ . －)
〔注〕（ ）の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

6. 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるものは×印である。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる 有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
○	支給材料及び貸与品		第15条
×	前払金	分の 以内	第35条第1項
×	中間前払金		第35条第3項
	部分払	回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

7. 利用物件及び支給材料

品 名	品 質 規 格	数 量	引渡場所	引渡年月日
植栽器具	コンテナ苗用	別途協議	兵庫森林管理署	別途協議

8. 特 約 事 項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 使用材料は書面により報告し、必ず承認を受けること。
- (3) 暴力団排除に関する特約条項は別紙1のとおり。
- (4) アフリカ豚熱（ASF）対策として、山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生のイノシシの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- (5) アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生イノシシの感染が確認された場合の県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、県の行う立ち入り制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款20条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年4月23日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を協同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 兵庫県宍粟市山崎町今宿100-1

分任支出負担行為担当官

氏名 兵庫森林管理署長 古藤 信義 印

請負者 住所

氏名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

事業内訳書

森林事務所	事業期間	作業種	記番	国有林	林小班	数量	適要
一宮	契約締結日の翌日 ～ 令和7年11月28日	地拵	104	阿舎利	74ぬ	1.14ha	全刈存置
			105	阿舎利	74る	0.31ha	
			106	阿舎利	74わ	0.05ha	
			108	阿舎利	74ら	0.03ha	
				計		1.53ha	
		植付	103	阿舎利	73に	1.02ha	新植 コンテナ苗 スギ 2,040本
						4.74ha	新植 コンテナ苗 ヒノキ 9,954本
			104	阿舎利	74ぬ	0.31ha	新植 コンテナ苗 スギ 620本
						0.69ha	新植 コンテナ苗 ヒノキ 1,380本
			105	阿舎利	74る	1.26ha	新植 コンテナ苗 ヒノキ 2,520本
			106	阿舎利	74わ	1.20ha	新植 コンテナ苗 ヒノキ 2,400本
			107	阿舎利	74か	0.08ha	新植 コンテナ苗 スギ 160本
						0.88ha	新植 コンテナ苗 ヒノキ 1,760本
			108	阿舎利	74ら	0.03ha	新植 コンテナ苗 ヒノキ 60本
			109	阿舎利	73へ	0.03ha	新植 コンテナ苗 ヒノキ 63本
			110	阿舎利	74ね	0.03ha	新植 コンテナ苗 ヒノキ 60本
			111	阿舎利	74よ	0.02ha	新植 コンテナ苗 ヒノキ 40本
				計		10.29ha	
	令和7年10月1日 ～ 令和7年11月28日	植付	104	阿舎利	74ぬ	1.13ha	新植 普通苗 スギ 2,260本
						0.01ha	新植 普通苗 ヒノキ 20本
			105	阿舎利	74る	0.31ha	新植 普通苗 ヒノキ 620本
			106	阿舎利	74わ	0.05ha	新植 普通苗 ヒノキ 100本
			108	阿舎利	74ら	0.03ha	新植 普通苗 ヒノキ 60本
				計		1.53ha	
	契約締結日の翌日 ～ 令和7年11月28日	防護柵設置	103	阿舎利	73に外	3.01km	支柱のみ 1.05km 立木併用 1.94km 土留め用 0.02km
				計		3.01km	
		単木保護管設置	103	阿舎利	73に	740本	
			104	阿舎利	74ぬ	120本	
				計		860本	

別紙 1

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確

約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

森林整備事業 作業仕様書総則

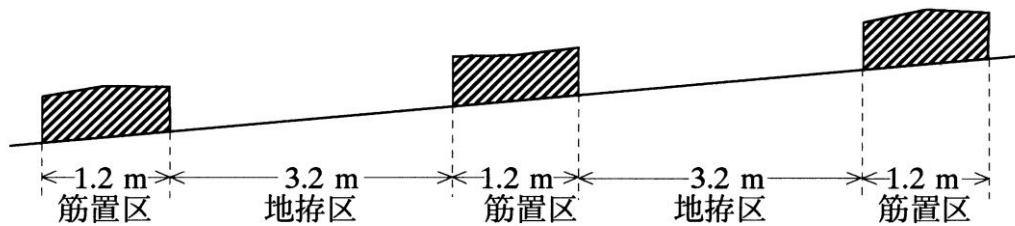
1. 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
2. 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
3. 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
4. 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
5. 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上 の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
6. 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

地拵仕様書(全刈)

(地床植生の刈払及び末木枝条の処理)

1. 刈払物、末木枝条は植付及び防護柵設置に支障にならないように整理する。
2. 刈払物、末木枝条が多量にあつて、植付及び防護柵設置に支障となる箇所は、原則として下図の要領により筋置きとする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員の指示による。

図(側面図)



3. 地拵は等高線に沿って行う。
4. 筋置きする場合は集積物が崩れ落ちないように、必要に応じて打杭等の処理を行う。

(立木の保残)

5. 伐採時から保残している高木性広葉樹(胸高直径おおむね10cm程度以上のもの)は、監督職員が伐倒又は巻枯らしを指示したものを除き保残する。

(巻枯らしの要領)

6. 巻枯らしは、地上おおむね1mの箇所に、幅約20cmの上端及び下端に鋸目を木質部に1cm以上達するまで入れ、次にナタ等によりこの間の木質部を厚さ1cm以上はぎ取る。

(その他)

7. その他必要事項等については、監督職員からの指示によること。

植付仕様書 (マルチキャビティーコンテナ苗)

(地拵の確認)

1. 地拵と植付を一括契約した場合、地拵終了後直ちに監督職員の確認又は部分検査を受け、必要があるときは手直しを行った後、植付に着手する。

(植付樹種、植付本数並びに列間、苗間距離)

2. 植付樹種、植付本数は次のとおりとする。

林班	植付樹種	植付本数(本)
73	スギ(マルチキャビティーコンテナ苗)	2,000本/ha
	ヒノキ(マルチキャビティーコンテナ苗)	2,100本/ha
74	スギ(マルチキャビティーコンテナ苗)	2,000本/ha
	ヒノキ(マルチキャビティーコンテナ苗)	2,000本/ha

3. 植付は等高線方向に地拵筋に沿って行う。
4. 無地拵又は全刈存置地拵箇所の植付は原則として方形植とし、列間及び苗間距離は原則次のとおりとする。

林班	植付樹種	列間距離	苗間距離
73	スギ(マルチキャビティーコンテナ苗)	2.25m	2.25m
	ヒノキ(マルチキャビティーコンテナ苗)	2.18m	2.18m
74	スギ(マルチキャビティーコンテナ苗)	2.25m	2.25m
	ヒノキ(マルチキャビティーコンテナ苗)	2.25m	2.25m

(苗木の管理)

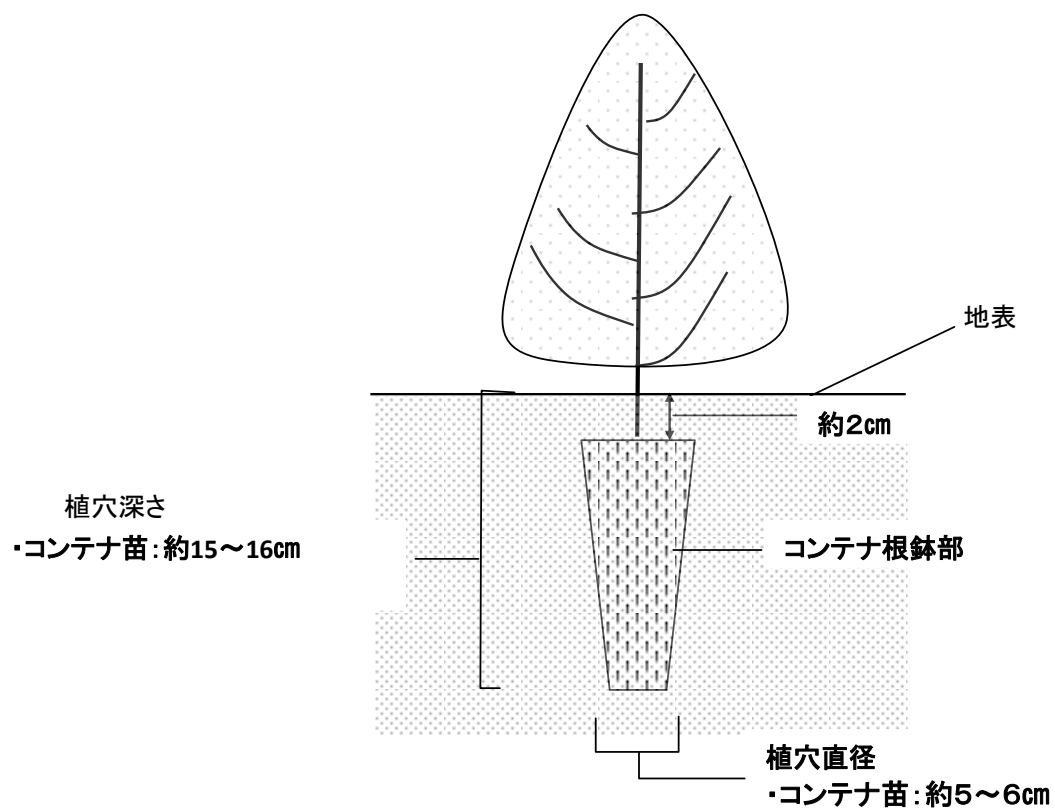
5. 苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害のおそれのない所に保管し、必要に応じてシート等で直射日光を遮断し灌水を行うなど、苗木の乾燥防止に注意すること。

(植付要領)

6. 植付本数及び列間、苗間距離の基準に基づき、適宜の物差し(列間、苗間の印を付したもの)を用いて植付地点を決定する。
7. 植付地点に伐根、石礫等があつて植付困難な場合は、苗間方向に移動して調整し、列間方向では調整しないこと。
8. 植栽器具を植付地点に挿し込み、直径約5~6cm、深さ約15~16cmの植穴をつくる。
9. 植穴に苗木を挿し込み、垂直になるよう据えつける。(根鉢と植穴との間に空隙がある場合は土を入れる。)
10. 根鉢の上部に軽く土をかけた後、体重を少しかける程度で踏みつける。(根鉢を潰さないように留意すること。)
11. 根鉢の上端より2cm程度の高さが植付後の地表面とする。

(苗木の管理・取扱)

12. 苗木の取扱は丁寧にし、根鉢の損傷等がないよう注意する。
13. 苗木の運搬及び植付の際は、苗木袋等を使用し苗木が乾燥しないよう注意する。



(その他)

14. その他必要事項等に関しては監督職員の指示に従うこと。

植付仕様書 (普通苗)

(地拵の確認)

1. 地拵と植付を一括契約した場合、地拵終了後直ちに監督職員の確認又は部分検査を受け、必要があるときは手直しを行った後、植付に着手する。

(植付樹種、植付本数並びに列間、苗間距離)

2. 植付樹種、植付本数は次のとおりとする。

植付樹種	1ha当たりの植付本数(本/ha)
スギ	2,000本
ヒノキ	2,000本

3. 植付は等高線方向に地拵筋に沿って行う。
4. 無地拵又は全刈存置地拵箇所の植付は原則として方形植とし、列間及び苗間距離は2.25mとする。

(植付要領)

5. 植付本数及び列間、苗間距離の基準に基づき、適宜の物差し(列間、苗間の印を付したもの)を用いて植付地点を決定する。
6. 植付地点に天然更新木、伐根、石礫等があつて植付困難な場合は、苗間方向に移動して調整し、列間方向では調整しないこと。
7. 植穴は、植付地点を中心として約50cm四方程度の地被物を取り除き、広めに深めに掘る。
8. 植穴掘をする場合、中の石や根は取り除き、腐植土は周辺に散乱させないように置く。
9. 植付は、苗木の根を指で広げながらやや深めに入れ、手で苗木を支えつつ土を寄せかける。この場合、植穴に落葉等が混入しないように注意する。
10. 土の寄せかけは、苗木を揺り動かしながら苗木を少し引き上げるようにし、根の位置が自然の深さとなるようにするとともに、根の間に土が十分入るようにすること。
11. 植付けした苗木を少し上に引き加減にしながら、植穴の周囲から中心に向かって踏み固め、苗木を安定させる。
12. 植付苗木の根元に落葉その他の地被物を寄せかけ、十分被覆すること。

(その他)

13. その他必要事項等に関しては監督職員の指示に従うこと。

苗木購入仕様書 (マルチキャビティーコンテナ苗)

1. 苗木の品質規格、数量は次に示すとおりとする。

樹種	苗齡	苗長	根元径	数量	根鉢部	備考
スギ	2年生以上	30cm以上	3.5mm上	2,820本	150cc	花粉の少ない苗木※
ヒノキ	2年生以上	30cm以上	3.5mm上	18,237本	150cc	花粉の少ない苗木※

※花粉の少ない苗木は、無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木又は特定苗木とする。

2. 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗を厳選する。

- (1) 幹が通直で強く徒長分岐していないもの。
- (2) 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチリ」と生育しており、徒長がなく、頂芽が完全なもの。
- (3) 根鉢部は全体に根が回っており、固く締まっていること。
- (4) 根鉢は適潤であること。
- (5) 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色沢をもち、病害やその他の欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。
- (6) 掘取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。
- (7) 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。

3. 苗木購入にあたっては、上記1、2の条件及び林業種苗法に基づく登録生産事業者等より優良苗木を購入すること。

4. 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齡、規格、数量、掘取年月日、梱包年月日、等必要事項を登録生産事業者等発行の荷札等で明示すること。

5. 苗木の梱包は、苗木各部の損傷と乾燥防止に留意し、次の要領で行う。

- (1) 梱包作業は、直射日光をさけて行うこと。また苗木は、雨や露でぬれていないこと。
- (2) 乾燥を防止するため湿らした新聞紙等で根を包み結束すること。また、根鉢が崩れないよう10本単位程度に結束すること。
- (3) ダンボール箱等に入れ密閉する。

6. その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

苗木購入仕様書 (普通苗)

1. 苗木の品質規格、数量は次に示すとおりとする。

樹種	苗齢	苗長	根元径	数量	備考
スギ	2年生以上	35cm以上	5.0mm以上	2,260本	花粉の少ない苗木※
ヒノキ	2年生以上	35cm以上	5.0mm以上	800本	花粉の少ない苗木※

※花粉の少ない苗木は、無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木又は特定苗木とする。

2. 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗を厳選する。

- (1) 幹が通直で堅く徒長分岐していないもの。
- (2) 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチリ」と生育しており、秋伸び、徒長がなく、頂芽が完全なもの。
- (3) 根が四方によく発達し、太根が多く、細根を適当につけており、鳥足状、団子状になっていないもの。
- (4) 地上部と地下部の均整がとれているもの。
- (5) 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色沢をもち、病害やその他の欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。
- (6) 掘取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。
- (7) 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。

3. 苗木購入にあたっては、上記1、2の条件及び林業種苗法に基づく登録生産事業者等より優良苗木を購入すること。

4. 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齢、規格、数量、掘取年月日、梱包年月日、等必要事項を登録生産事業者等発行の荷札等で明示すること。

5. 苗木の輸送方法等については、苗木各部の損傷と乾燥防止に留意し次の要領で行うこと。

- (1) 苗木の梱包には、「こも」を使用すること。
- (2) こもはなるべく厚手のものを使用し、結束は3箇所以上とする。
- (3) 根の部分に、わら、こもぎれ等をあて、根の乾燥を防ぐこととする。
- (4) 仮植地の選定及び仮植方法については、監督職員の指示に従い枯損の原因とならないよう適切に実施すること。

6. 苗木は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。
なお、荷札等は監督職員に必ず提出すること。

7. その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

防護柵設置(スカートネット設置含む)仕様書

(作業順序)

1. 地拵、植付、防護柵設置を一括契約した場合は、植付に着手する前に必ず防護柵を設置し、監督職員の確認を受けなければならない。

(支柱の固定)

2. 風及び積雪等により支柱が傾斜しないようしっかり固定すること。
3. 支柱の設置箇所は、凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、凸部分に設置すること。(別図1) また、植栽区域より斜面の上部にネットを設置する場合は、斜面勾配が緩やかになった箇所に設置する。
4. 支柱は作業を進める方向に若干傾けて打ち込み、ネットを固定する際、張りロープを進行方向の逆方向へ力をかけて引っ張り、張りロープの張力で支柱を垂直に固定する。(別図1)
5. 柵の安定を図るため控えロープをネット上部の張りロープを挟んで原則各1本設置し、アンカーで地面に固定すること。また、特に力がかかる支柱や土質が不安定な箇所については、必要に応じて控えロープを2方向に張り支柱の安定をはかること。(別図2)
6. 出入口にする箇所では立木ではなく支柱を用いること。

(立木支柱の使用及び固定)

7. 立木使用の箇所では、できるだけ立木を利用するものとする。立木は生立木を使用し、胸高直径10cm以上で傾きのない根張りの良い木を利用すること。枯死木あるいはいずれ枯死するような折損木は使用しないこと。立木間隔は3m程度とし、必要に応じて監督職員と協議すること。
8. 立木利用による本体ネット取り付けは、上段(2.0m程度)と中段(1.0m程度)でロープを使用して括り付けるとともに、下段(下張りロープ箇所)は又釘を使用して根株に固定すること。
9. 急傾斜地の生立木の使用では、立木の斜面上部側にネットをロープで固定する。
10. 上段の括り付けロープについては、ネット上部の上張りロープに通して固定する。

(ワイヤーロープの取り付け)

11. ロープフックを取り付けた単管を始点(0m)・中間点(約25m)・終点(50m)に設置する。
12. ワイヤーロープ用控え杭を単管から約3m離して設置しウインチを取り付ける。なお、標高が高い方を始点としてウインチを取り付けること。
13. ワイヤーロープをロープフック及び支柱キャップに通して、ウインチを使いロープを緊張をさせること。なお、緊張させすぎないように気をつけること。
14. 地形に応じて補助支柱を設置し高さや下部の浮き上がりを押さえること。
15. ネットは50m毎に約1m重複箇所を設定すること。(別図3)

(ネット下部の固定)

16. ネットの下端にロープを通し、ネットと地面とに隙間をつくらなく、1mに1箇所以上、アンカーでロープを地面に固定させることとする。なお、固定する箇所に根株などがある場合であっても、根株が長期間耐久性の見込まれるものである場合には、釘等でネットと根株を固定してもよい。ただし、根株は地際まで切り、シカ等が侵入しないようにネットと根株の間に隙間をつくらないこと。
17. 設置箇所周辺で石礫等が多い場所や根株等が少ない場合は、丸太でネットの下部や押さえロープを釘等で固定する。この際、丸太も動かないよう固定すること。
18. アンカーを設置する場合は、人力によって抜ける場所は設置しないこと。
19. 地際の間からのシカ等の侵入防止のため、ネット設置上に存置木等の丸太が横切の場合は原則取り払いを行い、ロープを地面に定着させ固定すること。

(ネットの張り具合)

20. ネットの上端にネットを張るためのロープを通し、上端の張りロープは、支柱キャップ等の器具により、ロープのゆるみが生じないように支柱先端に固定させるものとする。
21. ネットのゆるみ、しまりが均一になるようにネットの目合いが正方形になるようにすること。
22. ロープを延長する際は、ロープのゆるみが生じないようにロープの結び目は支柱を起点とし、結び目はロープ同士を互いに編み込むなど解けないように結ぶこと。

(スカートネットの設置)

23. スカートネットの上端、下端にはロープを通し、スカートネットの上端ロープと本体ネットとを地面から高さ約0.45mの位置で固定すること。固定は結束バンドで約1m毎とする。
24. スカートネットの下端のロープは本体ネット下部から約0.90m離れた位置に接地させ、約1m毎にアンカーでロープを地面に固定させることとする。
25. 防護柵を新たに設置する箇所については、スカートネットと本体ネットとの空間には、刈り込み時に生じた雑木、枝条等を入れ込み、シカ等の侵入を防ぐ工夫を施す。

(飛び込み防止ロープの設置)

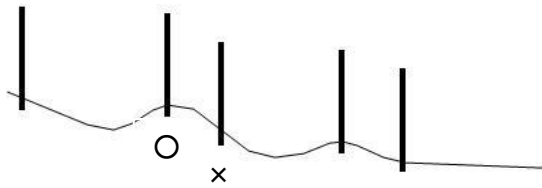
26. 上張りロープの上部に位置するように飛び込み防止ロープを張り、ネットとは固定しないこと。
27. 支柱使用の箇所は、支柱キャップにしっかりと固定し、たるみが発生しないように張ること。
28. 立木支柱使用の箇所は、上張りロープと同様に立木の括り付けロープに通して固定する。
29. 支柱間において、飛び込み防止ロープに等間隔でピンクテープを取り付け、約30cm垂らすこと。

(その他)

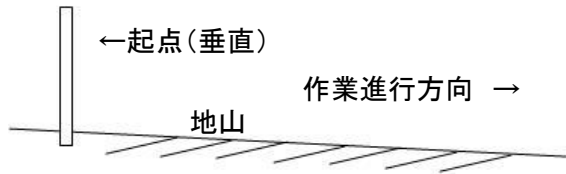
30. その他必要事項等については、監督職員からの指示によること。

(別図1)

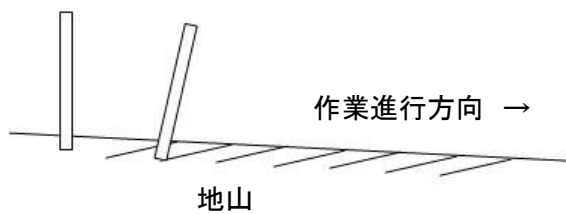
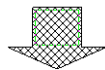
支柱の固定方法



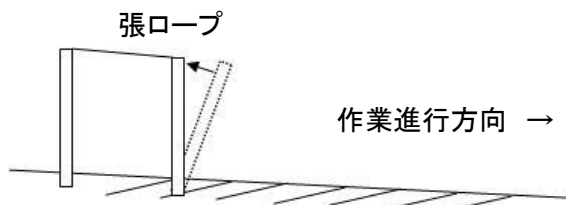
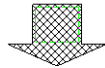
支柱の打込箇所は地山の凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、できる限り凸部分に打ち込む方が良い。



ネットの設置は斜面上方から下方へ進める方が作業は容易である。



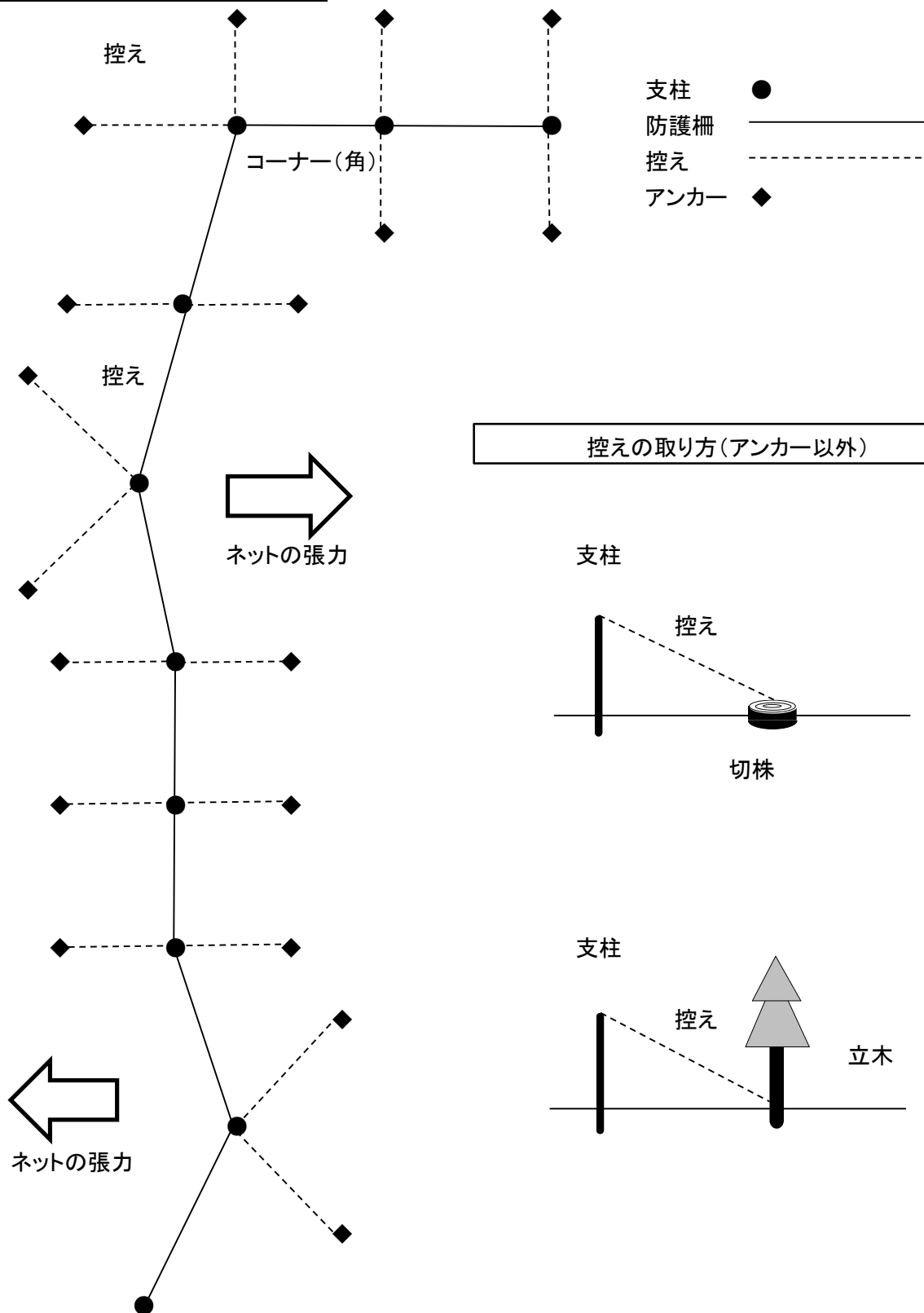
支柱は作業進行(斜面下方)方向へ傾けて打ち込む。



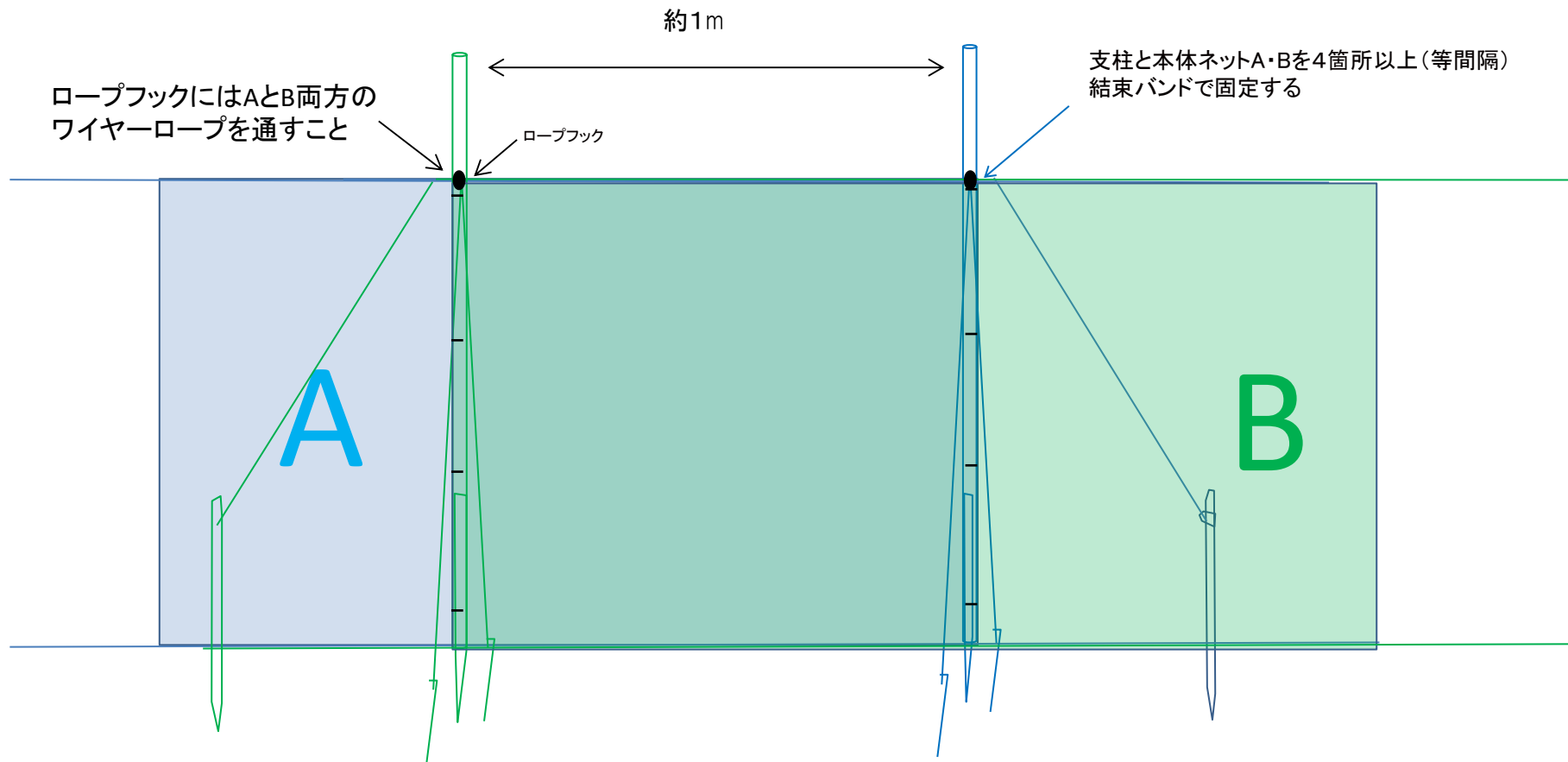
ロープの張力により支柱を引き起こし垂直(最もネットが高く)に仕上げる。

(別図2)

控えロープの設置方法



(別図3)



約1 m程度防護柵を重ねて設置すること。
また、結束バンドやロープ等を使用し
重ねた箇所から獣が侵入できないようにすること

防護柵(土留め用)設置特記仕様書

(支柱の固定)

1. 風及び積雪等により支柱が傾斜しないようしっかり固定すること。
2. 柵の安定を図るため控えロープを山側に2本設置し、アンカーで地面に固定すること。

(ネット下部の固定)

3. ネットの下端にロープを通し、ネットと地面とに隙間をつくらないよう、1mに1箇所以上、アンカーでロープを地面に固定させることとする。なお、固定する箇所に根株などがある場合であつて、根株が長期間耐久性の見込まれるものである場合には、釘等でネットと根株を固定してもよい。
4. アンカーを設置する場合は、人力によって抜ける場所は設置しないこと。

(ネットの張り具合)

5. ネットの上端にネットを張るためのロープを通し、上端の張りロープは、支柱キャップ等の器具により、ロープのゆるみが生じないように支柱先端に固定させるものとする。
6. ネットのゆるみ、しまりが均一になるようにネットの目合いが正方形になるようにすること。
7. ロープを延長する際は、ロープのゆるみが生じないようにロープの結び目は支柱を起点とし、結び目はロープ同士を互いに編み込むなど解けないように結ぶこと。

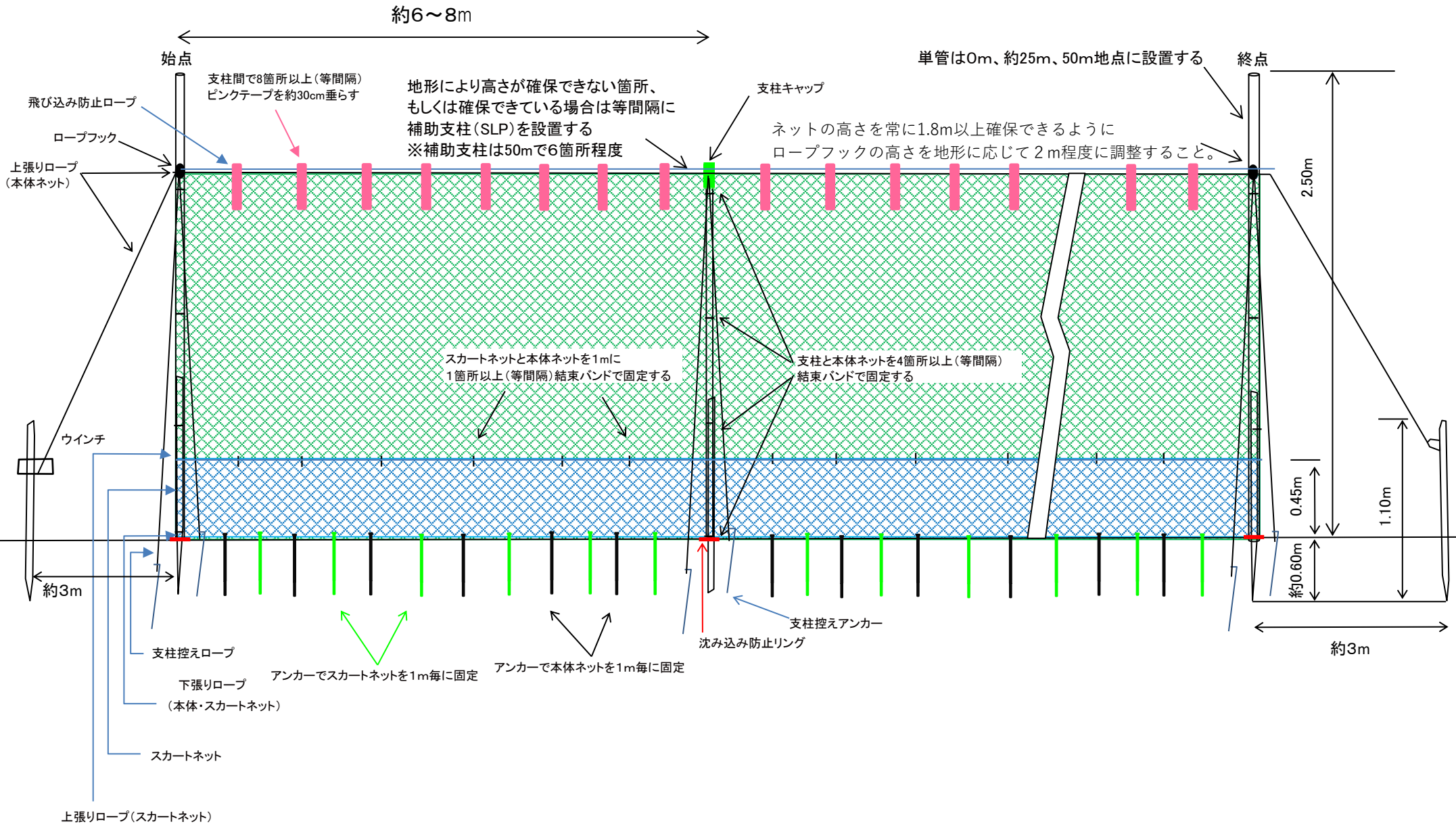
(その他)

8. その他必要事項等については、監督職員からの指示によること。

防護柵標準図 1

(支柱のみ)
(本体ネット上張りロープ：ワイヤーロープ使用)

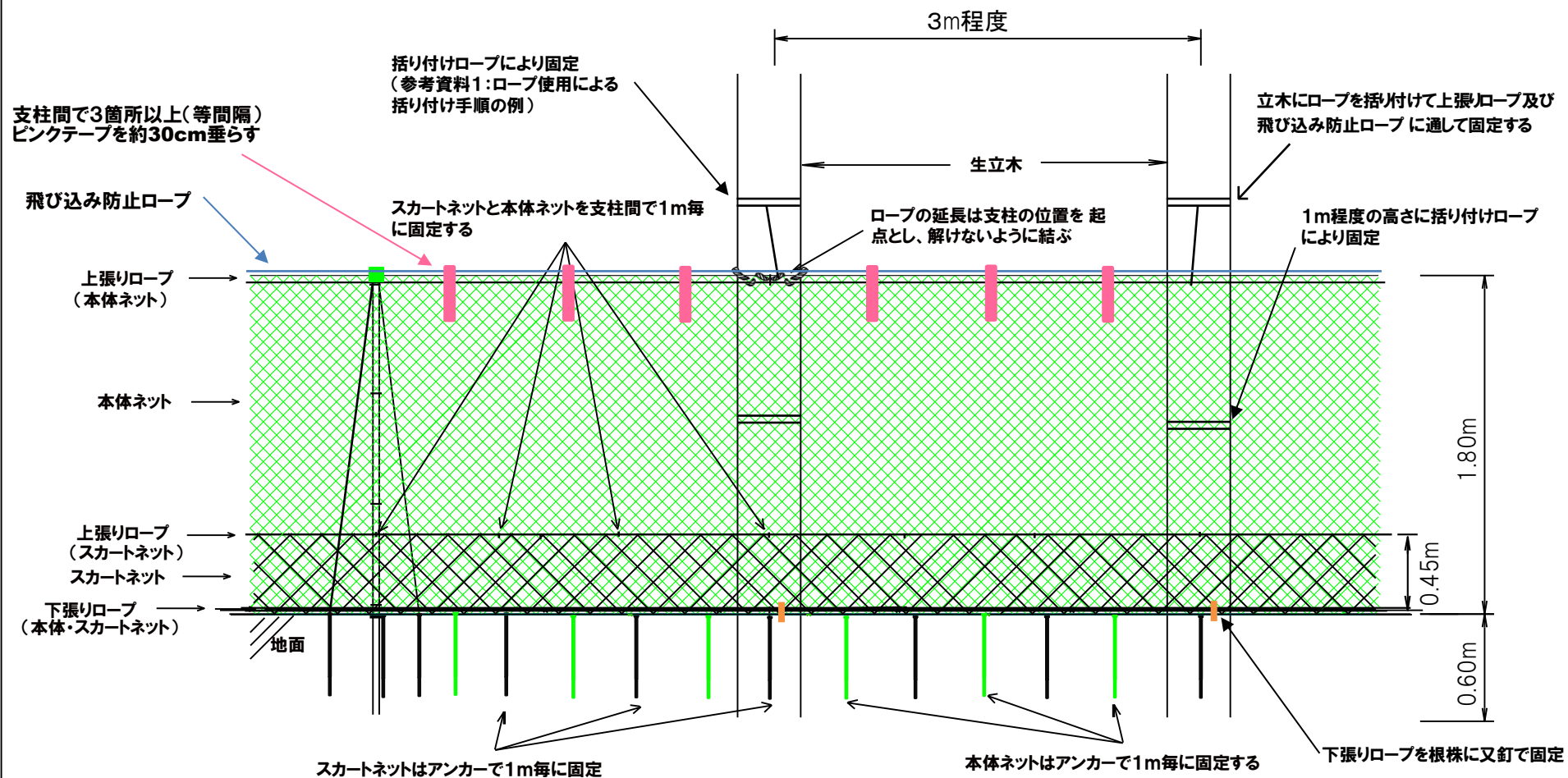
ワイヤーロープが50mのため標準図 3 を
参照して防護柵を延長すること。



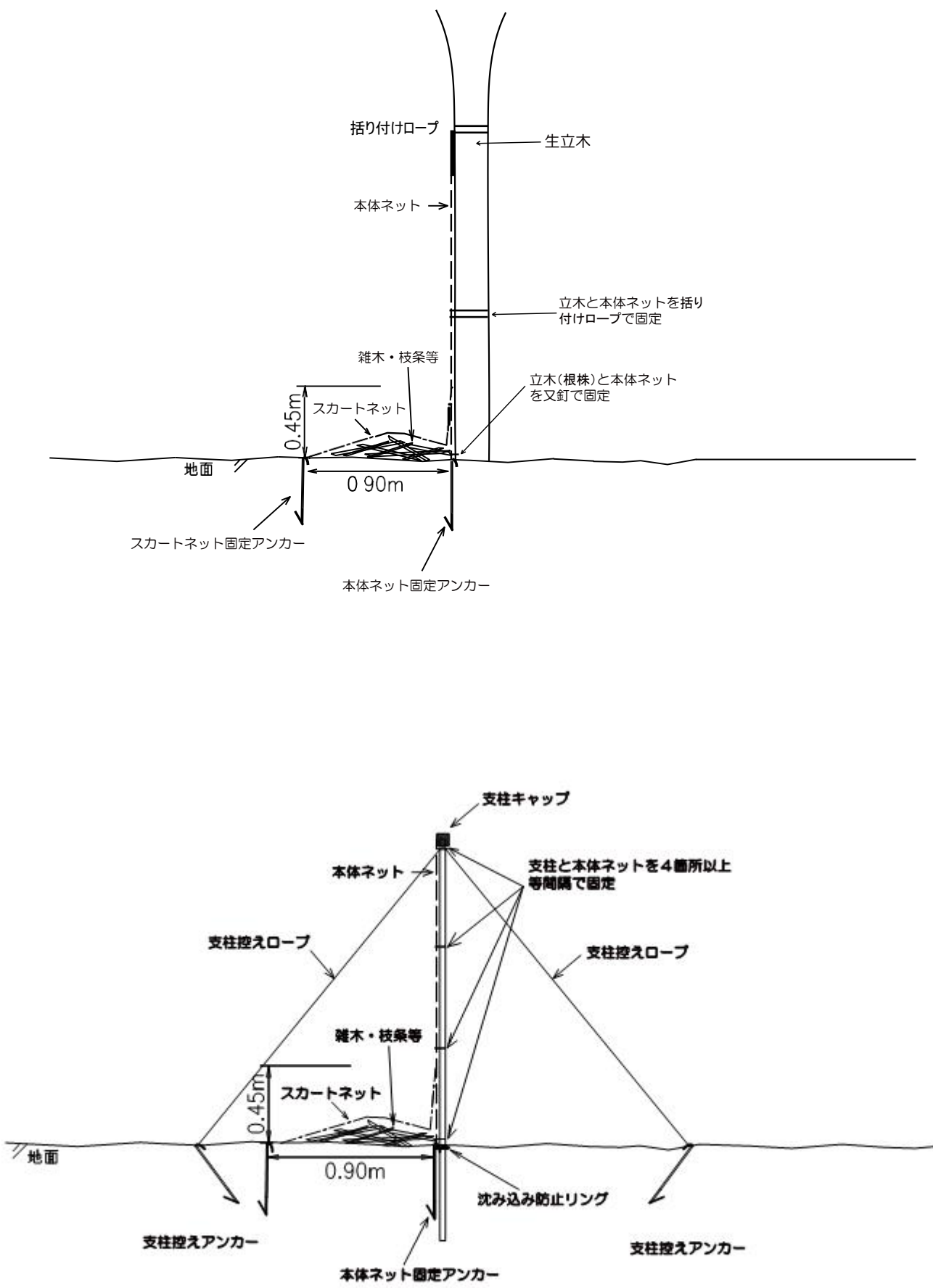
防護柵標準図 2

(立木・支柱併用)

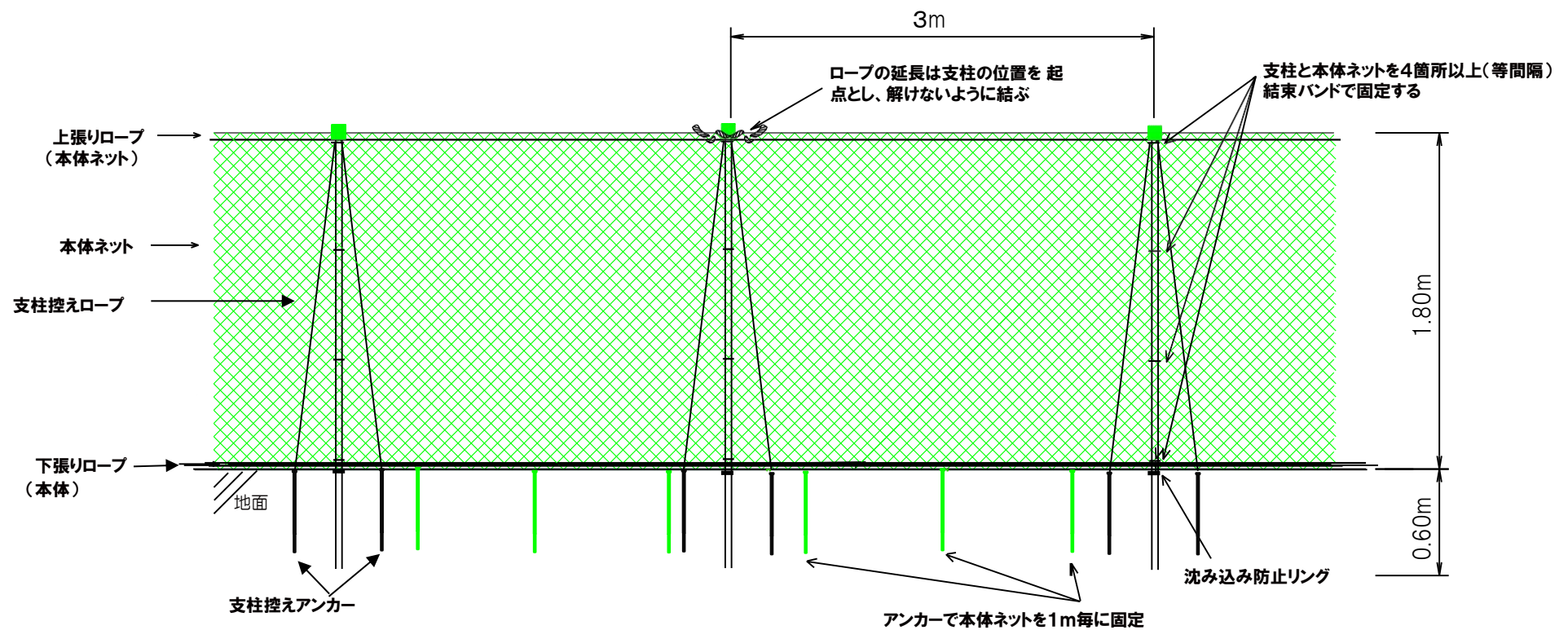
(本体ネット上張りロープ：PPロープ使用)



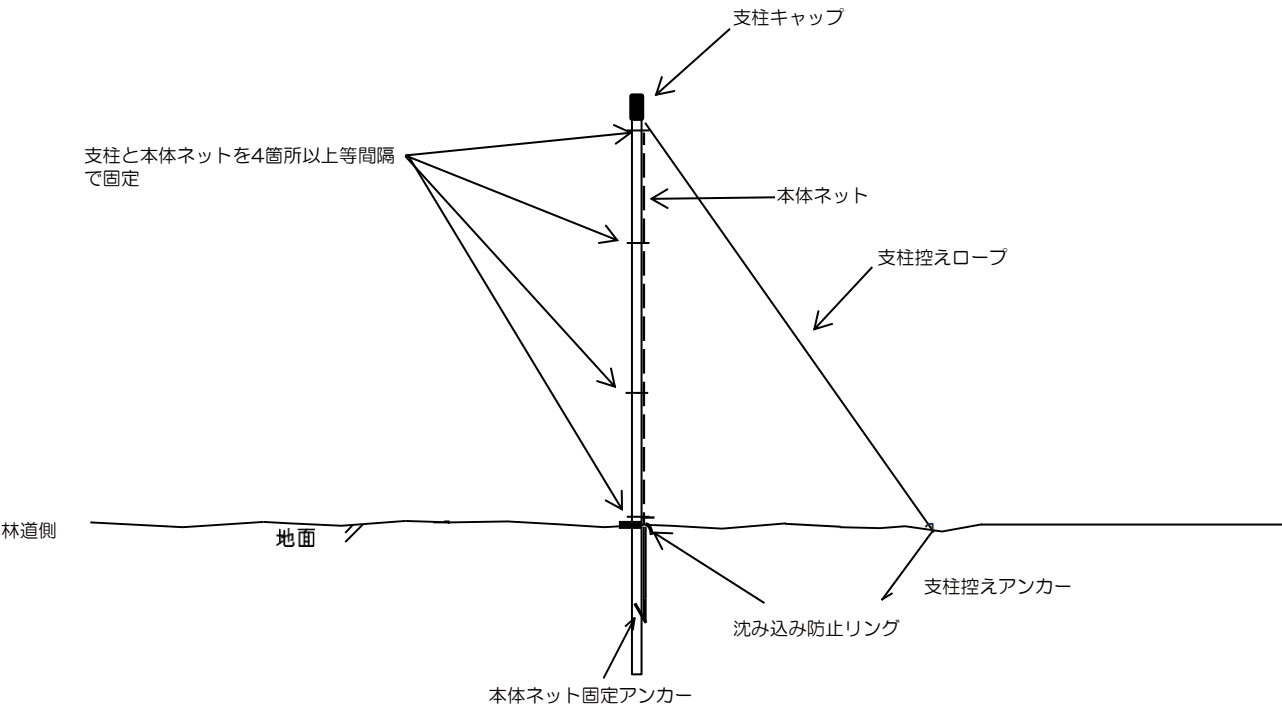
防護柵標準図 3
(断面)



防護柵（土留め用）標準図4 （支柱のみ・スカートネットなし）



防護柵（土留め用）標準図5



参考資料 1

〔立木利用による獣害防護柵設置（ロープ使用による括り付け）手順の例〕

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



防 護 柵 物 品 購 入 仕 様 書

1. 防護柵物品の品質及び規格、数量は、次に示すとおりとする。

物品	品質及び規格	数量	備考
侵入防止網	ポリエチレン 200d/120本 ステンレス線 0.29×4本 網目100mm・高さ1.8m・長さ50m	61枚	
網用上張り ワイヤーロープ(本体ネット)	ワイヤーロープ G/O 6×7 径4mm・60m(ドラム 巻)片リングフック付き	21巻	
網用上張り ロープ(本体ネット)	ポリプロピレン・径8mm・長さ55m	40巻	
網用下張り ロープ(本体ネット)	ポリエチレン・径8mm・長さ55m	61巻	
ワイヤー用支柱(丸パイプ)	鋼管 径48.6mm×長さ2,500mm	63本	
ワイヤー用支柱(杭)	鋼管杭 径42.7mm×長さ1,500mm	63本	
支柱用ロープフック	鉄製 48.6mm用	63個	
ワイヤー控え用杭	鋼管杭 径48.6mm×長さ1,100mm	42本	
ウインチ	小型ウインチ	21個	
支柱(丸パイプ)	鉄・厚さ1mm・径38.1mm・長さ1.8m	270本	
支柱(角パイプ)	鉄・厚さ1.6mm・25mm角・長さ1.5m	262本	
支柱キャップ	※上記支柱に適合するもの	270個	
本体ネット固定アンカー	かえし付き異形鉄アンカー 径10mm・長さ400mm	3,010本	
スカートネット	ポリエチレン 400d/30本 網目50mm・幅1.35m・長さ50m	60枚	
スカート用上張りロープ	ポリエチレン・径4mm・長さ55m	60巻	
スカート用下張りロープ	ポリエチレン・径4mm・長さ55m	60巻	
スカートネット固定アンカー	かえし付き異形鉄アンカー 径10mm・長さ400mm	2,990本	
支柱控えロープ	ポリエチレン・径6mm・長さ55m	36巻	
支柱控えアンカー	かえし付き異形鉄アンカー 径10mm・長さ400mm	650本	
又釘	鉄(ユニクロメッキ)・40型かえし付き 径4mm・長さ40mm程度・重さ500g	9箱	
結束バンド	4.4mm×200mm 耐熱性・耐候性・100本入	44袋	
沈み込み防止リング(鋼管用)	角型 鉄 75mm	63個	
沈み込み防止リング(角型)	角型 鉄 75mm	262個	
括り付けロープ	ポリエチレン・径6mm・長さ55m	86巻	
飛び込み防止ロープ	ポリエチレン・径6mm・長さ55m	60巻	
識別テープ	厚さ0.08mm×幅15mm×長さ50m・ピンク	18巻	

- 侵入防止網及びロープ等は野生動物に噛み切られる恐れのないものを購入すること。
- 支柱は、積雪及び強風等により折損等を生じにくいものを購入すること。
- 防護柵物品購入にあたっては、上記1、2、3の条件及びこれと同等の規格及び品質を有する物品を購入すること。
- 侵入防止網等は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。
なお、納品書等は監督職員に必ず提出すること。
- その他必要事項については監督職員の指示によること。

単木保護管設置仕様書

(作業順序)

1. 植付、単木保護管設置を一括契約した場合は、植付と同時にチューブを設置すること。

(支柱の打ち込み)

2. 植栽苗を挟み、支柱2本をチューブの間隔(10cm)で山側と谷側に打ち込むこと。
3. 土中に30cm以上打ち込み、支柱をきっちり固定すること。

(ネット下部の固定)

4. チューブにリングを3個通し、リングはチューブの上・中・下の位置に固定すること。
5. チューブは直径10cmの円柱形に成型させ、へこみや変形等がないこと。

(植栽苗への設置)

6. チューブに入れやすいよう植栽苗の枝を軽く束ね、植栽苗にチューブを被せること。
7. 先端が曲がらないように植栽苗全体を入れ、植栽苗下部の枝がチューブからはみ出すような場合は、枝を剪定すること。

(支柱とチューブの固定)

8. 固定紐をリングとチューブの隙間に通し、通した紐は支柱に巻きつけ、しっかり縛ること。
9. 紐の結束箇所は、上・中・下の計6箇所とする。

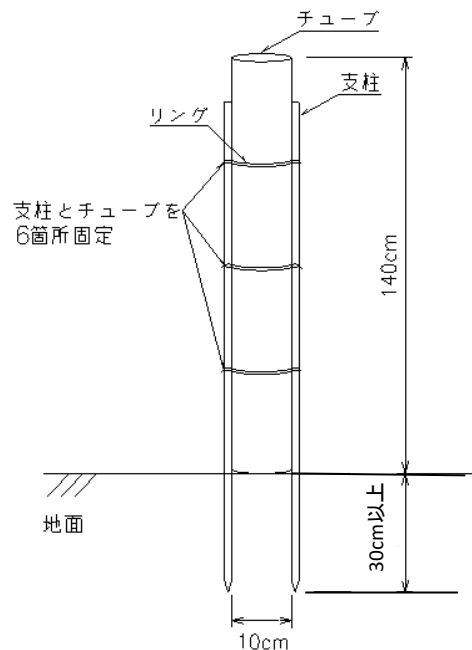
(設置後の確認事項)

10. チューブ内の苗木先端が真っ直ぐ上を向いていること。

(その他)

11. その他技術的事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

(別図)



単木保護管購入仕様書

1. 単木保護管の品質及び規格、数量は、次に示すとおりとする。

物品	品質及び規格	数量	備考
チューブ本体	ポリプロピレン 厚さ0.5mm・直径10cm・長さ140cm	860枚	耐久性： 5年以上
支柱	鋼管支柱 耐候グレードPE樹脂 径20mm・長さ1,800mm	1,720本	
固定リング	ポリカーボネート 径10cm・幅1.5cm・厚さ2mm	2,580個	
固定紐	ナイロン 耐候グレード樹脂 幅4.3mm・長さ157mm	5,160本	

2. 単木保護管購入にあたっては、上記の条件及びこれと同等の規格及び品質を有する物品を購入すること。
3. チューブ本体等は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。
なお、納品書等は監督職員に必ず提出すること。
4. その他必要事項については監督職員の指示によること。

令和 年 月 日

監督職員

殿

請負者 住所

氏名

使用材料承認願い

令和 年 月 日に請負契約を締結した阿舎利国有林森林整備事業(造林)について、下記材料を使用いたしますので承認願います。

記

[illegible]

請負事業事故報告書

令和 年 月 日

監督職員

殿

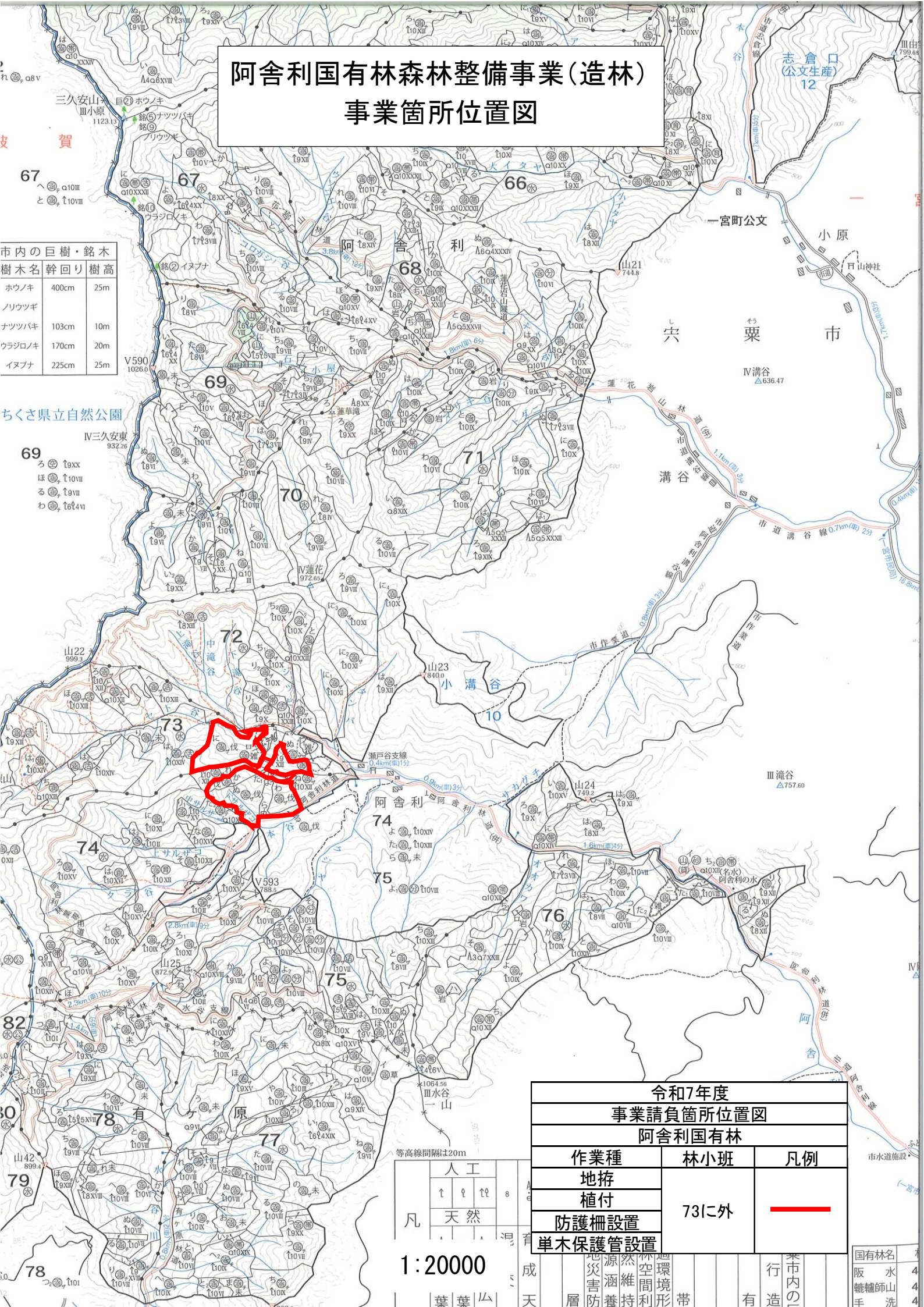
請負者

現場代理人

事業名		事業場所									
発生日時		令和 年 月 日(曜日)					時 分		天 候		
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物または環境に ④どのような不安全または有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記入する。また、略図を添付する。										
被害状況	人的被害・物的被害を記載										
被災者	氏 名			生年月日	年 月 日(歳)		性別	男・女		職 業	
	連絡先									経験年数	
	傷病名			傷病部位		休業見込期間・死亡日時					被災場所
今後の対策											
所見・状況											

注)労働災害(4日以上 of 休業を要する災害)、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故が発生した場合に監督職員に速やかに報告する。

阿舎利国有林森林整備事業(造林) 事業箇所位置図



市内の巨樹・銘木		
樹木名	幹回り	樹高
ホウノキ	400cm	25m
ナツツバキ	103cm	10m
ウラジロノキ	170cm	20m
イヌブナ	225cm	25m

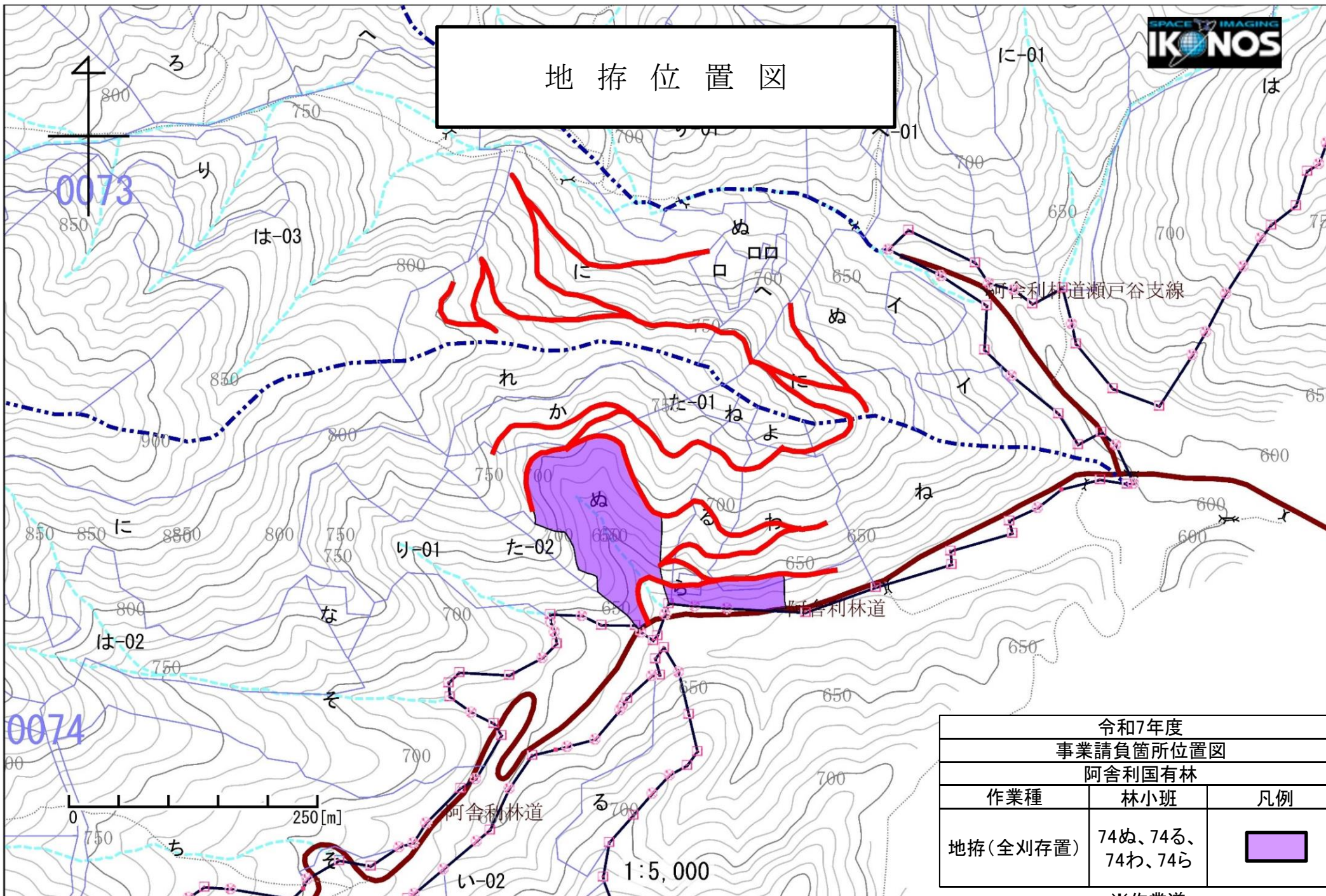
ちくさ県立自然公園

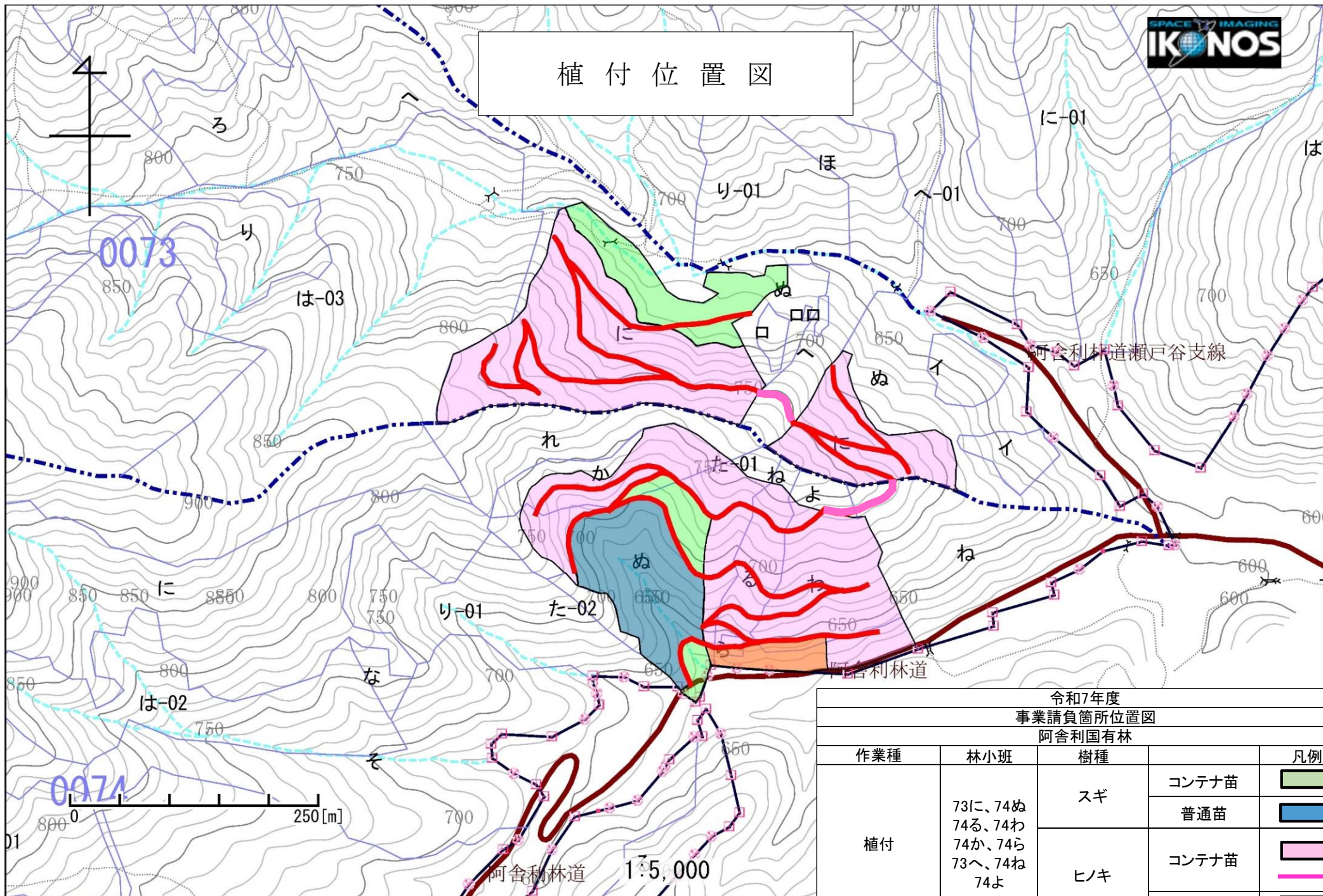
令和7年度 事業請負箇所位置図 阿舎利国有林		
作業種	林小班	凡例
地拵 植付 防護柵設置 単木保護管設置	73に外	—

人工	天然
↑ ↓ ↑	↑ ↓ ↑
凡	天然

1:20000

国有林名	市道	市内の二
阪水	4	4
輪師山	4	4
手洗	4	4



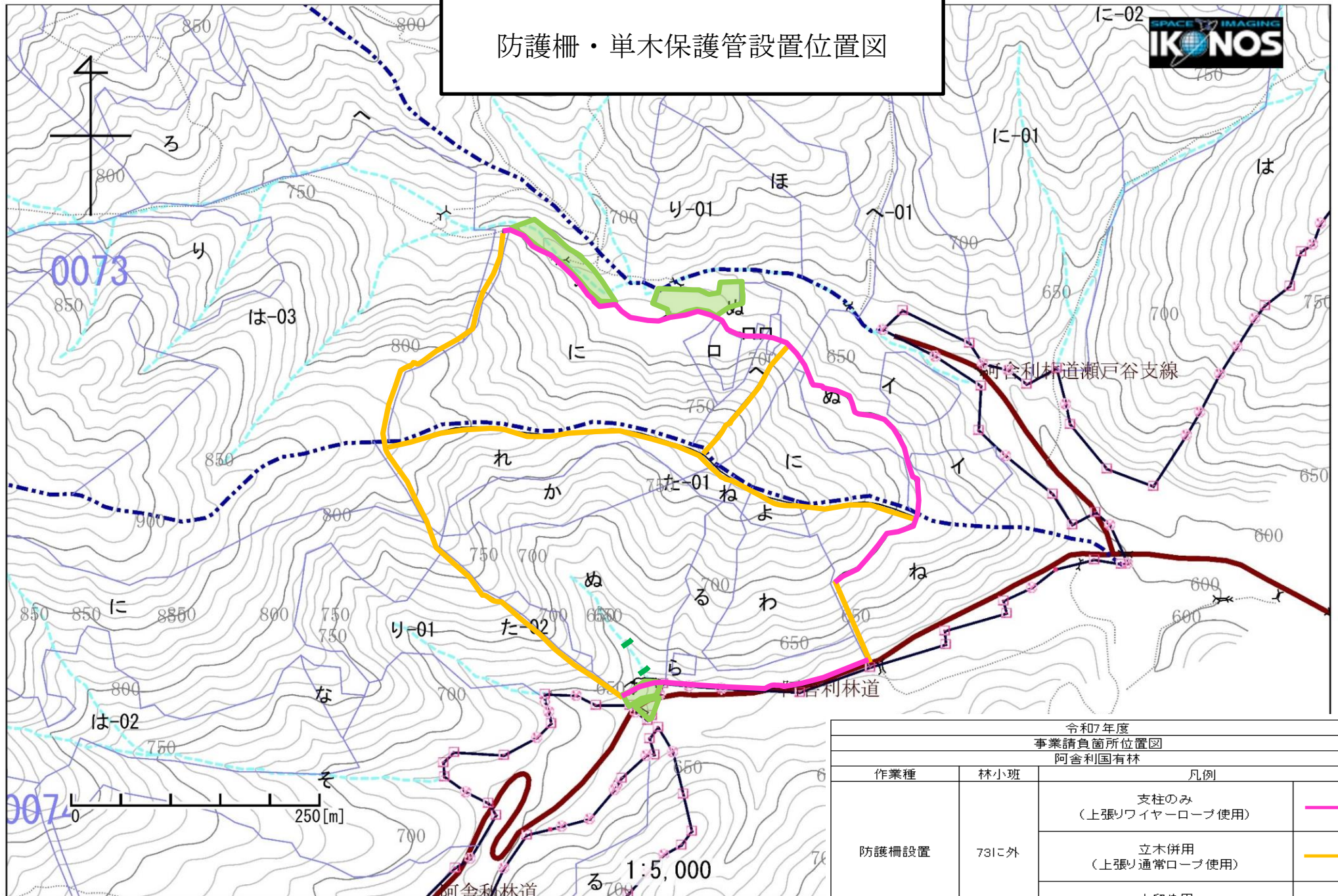


植 付 位 置 図

令和7年度 事業請負箇所位置図				
阿舎利国有林				
作業種	林小班	樹種		凡例
植付	73に、74ぬ 74る、74わ 74か、74ら 73へ、74ね 74よ	スギ	コンテナ苗	
			普通苗	
		ヒノキ	コンテナ苗	
			普通苗	

※作業道

防護柵・単木保護管設置位置図



令和7年度 事業請負箇所位置図 阿舎利国有林			
作業種	林小班	凡例	
防護柵設置	73に外	支柱のみ (上張りワイヤーロープ使用)	
		立木併用 (上張り通常ロープ使用)	
		土留め用 (上張り通常ロープ・スカートネットなし)	
単木保護管設置	73に、74ぬ		

（素材生産及び造林事業）

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならない。入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - （1）入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - （2）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - （3）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - （4）入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - （5）委任状を持参しない代理人のした入札書
 - （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - （7）入札金額の記載を訂正した入札書
 - （8）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
 - （9）入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
 - 12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
 - 13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
 - 14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。
その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
 - 15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
 - 16. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。
なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
 - 17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
 - 18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入 札 書

事 業 名 阿舎利国有林森林整備事業（造林）

入 札 金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の 1 0 % を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
兵庫森林管理署長 古藤 信義 殿

入 札 者
住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

事業費内訳書

分任支出負担行為担当官
兵庫森林管理署長 古藤 信義 殿

商号又は名称
代表者氏名

令和7年5月30日入札の阿舎利国有林森林整備事業（造林）の事業費内訳書を提出します。

工程・作業種等	数量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	備考
小計					
諸経費等					
合計					

注1: 作業種等には、地拵、植付、下刈、つる切、除伐、伐倒、集造材、運材、森林作業道作設、トラック運搬材料費等を記載する。

2: 数量は、閲覧図書の事業内訳書（作業工程別数量内訳書）の事業量を記載する。

3: 合計金額は、入札書に記載される入札金額に対応したものとする。

委任状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

兵庫森林管理署長 古藤 信義 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により を代理人と定め、
下記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

事業名 阿舎利国有林森林整備事業（造林）

(別紙) 契約情報の公表様式

令和 7 年度 請負事業の作業条件等(造林)

兵庫森林管理署

事業名 : 阿舎利国有林森林整備事業 (造林)

作業種	国有林	林小班	実行数量	事業期間	林分条件	作業条件				備考
					傾斜及び 植生量	作業手段	通勤距離 (片道・km)	通勤時間 (往復・分)	通勤起点	
地拵	阿舎利	74ぬ	1.14ha	契約締結日の翌日 ～ 令和7年11月28日	難 58% 易 42%	機械・人力	17.7	76	宍粟市役所 一宮市民局	全刈存置
		74る	0.31ha		易 100%		17.7	71		
		74わ	0.05ha		難 100%		17.7	73		
		74ら	0.03ha		易 100%		17.7	71		
	計		1.53ha							
植付	阿舎利	73に	1.02ha	契約締結日の翌日 ～ 令和7年11月28日	易 100%	人力	17.5	88	宍粟市役所 一宮市民局	スギ（コンテナ苗） 2,040本
			4.74ha		難 11% 中 73% 易 16%					ヒノキ（コンテナ苗） 9,954本
		74ぬ	0.31ha		中 71% 易 29%		17.7	77		スギ（コンテナ苗） 620本
			0.69ha		難 30% 中 70%					ヒノキ（コンテナ苗） 1,380本
		74る	1.26ha		中 33% 易 67%		17.7	77		ヒノキ（コンテナ苗） 2,520本
		74わ	1.20ha		難 32% 中 33% 易 35%		17.7	80		ヒノキ（コンテナ苗） 2,400本
		74か	0.08ha		中 100%		17.7	87		スギ（コンテナ苗） 160本
			0.88ha		難 23% 中 77%					ヒノキ（コンテナ苗） 1,760本
		74ら	0.03ha		易 100%		17.7	71		ヒノキ（コンテナ苗） 60本
		73へ	0.03ha		中 100%		17.5	86		ヒノキ（コンテナ苗） 63本
		74ね	0.03ha		中 100%		17.7	90		ヒノキ（コンテナ苗） 60本
		74よ	0.02ha		中 100%		17.7	89		ヒノキ（コンテナ苗） 40本
	計		10.29ha							
植付	阿舎利	74ぬ	1.13ha	令和7年10月1日 ～ 令和7年11月28日	難 18% 中 82%	人力	17.7	77	宍粟市役所 一宮市民局	スギ（普通苗） 2,260本
			0.01ha		易 100%					ヒノキ（普通苗） 20本
		74る	0.31ha		易 100%		17.7	77		ヒノキ（普通苗） 620本
		74わ	0.05ha		難 100%		17.7	80		ヒノキ（普通苗） 100本
		74ら	0.03ha		易 100%		17.7	71		ヒノキ（普通苗） 60本
	計		1.53ha							
防護柵設置	阿舎利	73に外	3.01km	契約締結日の翌日 ～ 令和7年11月28日	難 5% 中 72% 易 23%	人力	17.7	91	宍粟市役所 一宮市民局	支柱のみ 1.05km 立木併用 1.94km 土留め用 0.02km
	計		3.01km							
単木保護管設置	阿舎利	73に	740本	契約締結日の翌日 ～ 令和7年11月28日	易 100%	人力	17.5	81	宍粟市役所 一宮市民局	
		74ぬ	120本		易 100%	人力	17.7	68		
	計		860本							